貸与奨学金申込についての補足事項

【収入状況の確認】（貸与奨学金案内 P32～P38 をご確認ください）

貸与奨学金案内 P32 と P33 の記入済コピーは貸与奨学金申込者については全員提出となります。

<P32 記入方法>

該当するものがあればチェックしてください

≪生計維持者①≫　生計維持者①氏名：　記入　続柄　記入

✓	申込日時点の状況	
☑	年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため33ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
□	年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため33ページのEにチェックしてください。	
□	年1月1日時点で生活保護費を受給している。 ※ただし、海外に居住している場合又はマイナンバーが提出できない場合は、マイナンバーから情報取得できないため、保護受給額が記載された「生活保護決定（変更）通知書」を学校へ提出してください。	生活保護費情報は、マイナンバーから取得します

※該当しない場合は33ページにそのまま進んでください。

≪生計維持者②≫　生計維持者②氏名：　記入　続柄　記入

✓	申込日時点の状況	
☑	年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため33ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
□	年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため33ページのEにチェックしてください。	
□	年1月1日時点で生活保護費を受給している。 ※ただし、海外に居住している場合又はマイナンバーが提出できない場合は、マイナンバーから情報取得できないため、保護受給額が記載された「生活保護決定（変更）通知書」を学校へ提出してください。	生活保護費情報は、マイナンバーから取得します

※該当しない場合は33ページにそのまま進んでください。

<P33 記入方法>

（例１）生計維持者が 2021 年 1 月 2 日以降に就職・転職した

■源泉徴収票の場合

- 令和 3 年のものをご用意ください。（勤務開始時期により、源泉徴収票の提出では認められない場合があります。）
- 詳細は貸与奨学金案内 P34 の「D」をご確認ください。
- 図の「①支払金額」を、貸与奨学金案内 P33 に記入してください。
- スカラネット入力下書き用紙(P12～)の(f)「2021年 1 月 2 日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」の「給与所得」に、万円未満を切り捨てた金額を記入してください（以下の図の場合「830」と記入）。

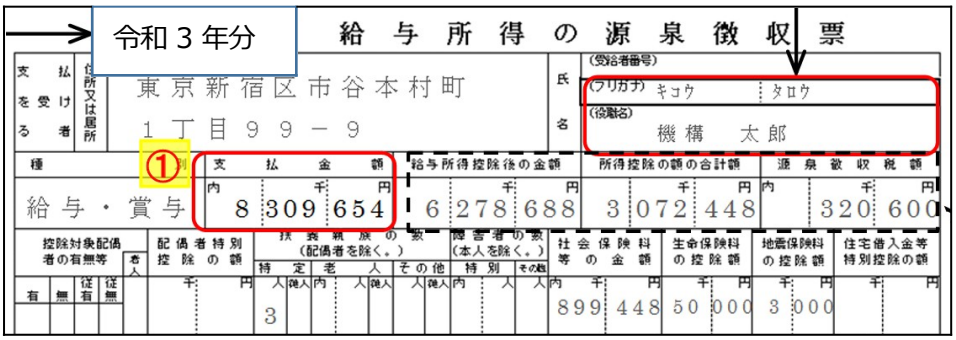

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類(34～35ページ参照)	証明書に記載の金額	計算	年額
□	（申込者本人）18歳となる前日に社会的養護を必要する人として施設等に在籍又は里親等に養育されていた	A	0円	－	0円
□	2020年１月２日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	－	0円
☑	2020年１月２日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、１つでも上記の状態にあてはまる	C	（月平均額） 円	×12	円
				×15	円
		又は D	－	－	8,309,654 円

■給与明細の場合

- 直近 3 か月分をご用意ください（働き始めて 3 か月に満たない場合は、勤務を始めた月以降の分。

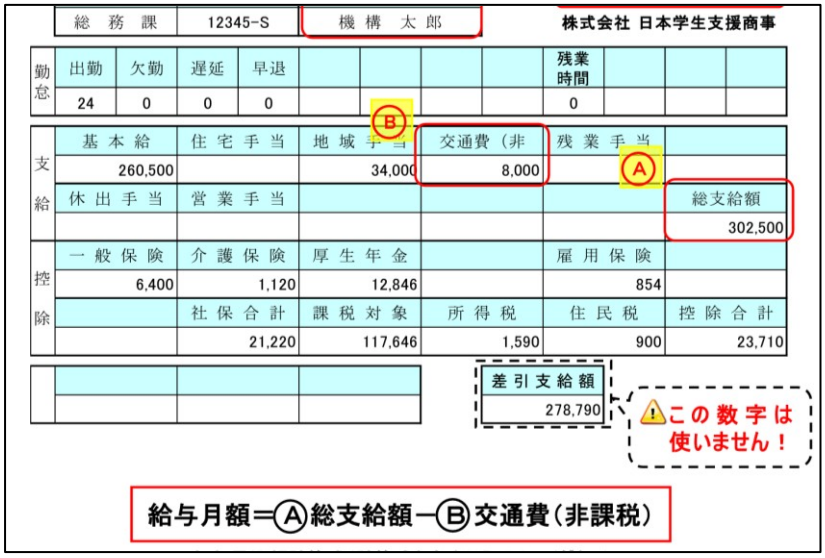

総務課	12345-S	機構 太郎	株式会社 日本学生支援商事

勤怠	出勤	欠勤	遅延	早退					残業時間			
	24	0	0	0					0			

支給	基本給	住宅手当	地域手当	交通費（非	残業手当	
	260,500		34,000	8,000		
	休出手当	営業手当				総支給額
						302,500

控除	一般保険	介護保険	厚生年金		雇用保険	
	6,400	1,120	12,846		854	
		社保合計	課税対象	所得税	住民税	控除合計
		21,220	117,646	1,590	900	23,710

差引支給額
278,790

- 上記見本の給与明細Ⓐ**支給額額**からⓑ**通費（（課税））**を引いた額が**額与月額**となります(上記の図では、294,500)。直近 3 か月分の給与明細から給与月額の月平均を算出し、年額に計算してください。

  賞与がない場合：給与月額の月平均×12　（P33 余白に「賞与なし」と記入してください）

  賞与がある場合：給与月額の月平均×15　（P33 余白に「賞与あり」と記入してください）

- 算出した年額を、貸与奨学金案内 P33 に記入してください。
- スカラネット入力下書き用紙(P12～) (f)「「2021 年 1 月 2 日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」の「給与所得」に、万円未満を切り捨てた金額を記入してください。

給与月額の月平均が 293,000 円で賞与支払いのある生計維持者の場合の記入例

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類(34～35ページ参照)	証明書に記載の金額	計算	年額
□	（申込者本人）18歳となる前日に社会的養護を必要する人として施設等に在籍又は里親等に養育されていた	A	0円	－	0円
□	2020年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	－	0円
☑	2020年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状態にあてはまる	C 又は D	（月平均額）293,000 円 －	×12 ×15 －	円 4,395,000 円

「賞与あり」と余白記入

（例２）弟妹に中学生が１人いて、児童手当を１万円（月額に換算）受給している

- 必要な証明書類は、貸与奨学金案内 P35 の J をご確認ください。
- 年額を、貸与奨学金案内 P33 に記入してください。
- スカラネット入力下書き用紙(P12～) (f)「7.児童手当～」にチェックをつけ、万円未満を切り捨てた金額を記入してください。

☑	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	J	（月額）10,000 円	×12	120,000 円

【特別控除（単身赴任等による別居）】（貸与奨学金申込者のうち特別控除を希望する方のみ）

＜必要書類＞

「生計維持者の氏名が記載された、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費の領収書」提出できない場合、下記①と②書類両方が必要となります。

①生計維持者の氏名が記載された請求書又は契約書

②生計維持者の氏名が記載された①を支払ったことがわかる通帳のコピー又はクレジットカードの支払明細書

※これらの証明書類が提出できない場合、控除を受けることはできません。

＜実費の計算＞

- 上記 ＜必要書類＞ から年額の実費を計算して計算式を添付してください。
- 単身赴任が 1 年に満たない場合や 1 年分の必要書類が手元にない場合、用意できる月分の上記 ＜必要書類＞ から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
- 計算結果とスカラネット下書き用紙　P14「K-特記事項 4」の年額が同じ数字になるよう記入してください。

Q.単身赴任をしている生計維持者がいますが、家賃等の領収書がない場合はどうしたらよいですか。

A.家賃等が給与から天引きされている場合は、天引きされていることがわかる項目と金額が明記された給与明細書でも代用可能です。

Q.今月から父が単身赴任になりましたが、1 か月が経過していないため、光熱（の領収書（請求書）がまだ発行されていません。この場合、特別控除額は見込みで計上してもよいですか。

証明書類がない場合、特別控除額として計上できません。